

## 令和 2 年第 6 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 2 6 日（金）午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分

2. 開催場所 安芸市役所 二 階 会 議 室

3. 出席農業委員（13 人）

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 会長      | 1 番  | 内川 昭二  |
| 会長職務代理者 | 2 番  | 野町 亜理  |
| 会長職務代理者 | 3 番  | 大久保暢夫  |
|         | 4 番  | 千光士伊勢男 |
|         | 5 番  | 西岡 大作  |
|         | 6 番  | 栗山 浩和  |
|         | 7 番  | 福本 隆憲  |
|         | 8 番  | 渡辺 禎宏  |
|         | 10 番 | 有澤 節子  |
|         | 11 番 | 西岡 秀輝  |
|         | 12 番 | 樋口 なぎさ |
|         | 13 番 | 小松 茂雄  |
|         | 14 番 | 竹内 忠吉  |

4. 欠席農業委員（1 人）

9 番 山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（6 人）

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 安芸町 | 川島 | 一義 |
| 伊尾木 | 黒岩 | 榮之 |
| 井ノ口 | 小松 | 昌平 |
| 畑山  | 小松 | 光正 |
| 穴内  | 長野 | 榮徳 |
| 赤野  | 大野 | 實  |

6. 議事日程

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 報告第 1 号 | 安芸市防災協力農地法の登録について          |
| 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について    |
| 議案第 3 号 | 農地法第 3 条許可申請について           |
| 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項許可申請について      |
| 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項許可申請について      |
| 報告第 6 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について  |
| 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について |

議案第 8 号 農地の転用事実に関する照会について

議案第 9 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第10号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 長野 顕文

事務局農地係長 岡田 元一

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人です。欠席委員は、9番山内芳幸委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

5月27日及び6月25日に、高知県農業会議常設審議会が開催され、岡田係長が出席しております。

6月1日に、安芸市農業再生協議会総会が開催され、内川会長が出席しております。

6月8日に、安芸市担い手支援協議会総会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

6月19日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び渡辺禎宏委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、安芸市防災協力農地の登録について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書1ページになります。

報告第1号、安芸市防災協力農地の登録についてですが、これは、安芸市で災害が発生した時に避難場所、仮設住宅建設用地、災害復旧用資材置場として使える農地を事前に登録する制度です。今回は2件

申し込みがあり、登録されております。

登録番号1番です。登録地は、記載のとおり伊尾木の3筆で、面積は全部で1,128㎡です。

登録番号2番です。登録地は、記載のとおり伊尾木の4筆で、面積は全部で1,916㎡です。

所在地につきましては、次のページに登載しておりますが、伊尾木保育所の南にある農地です。現地の写真もお配りしますのご確認ください。当然のことながら、防災協力農地として登録するだけで、転用等を行うわけではなく、今後とも農地法の下、適切に管理していく必要があります。なお、制度の詳しい内容につきましては、市危機管理課の担当から説明していただきます。

危機管理(米田) 危機管理課の米田です。お配りしていますA4サイズの防災協力農地登録制度の概要を使って説明させていただきます。通常、大規模災害等が発生した場合は、公共施設等に避難したりしますが、地域によっては、そのような所がない場合があります。災害はいつ起きるが分からないので、事前にそのような場所として登録する制度です。登録できる農地はおおむね500平方メートル以上の一団の農地で、登録期間は3年間で、特に申し出がない場合は自動更新となります。協力農地の使用については、7日間避難場所として使用します。それ以上使用する場合は登録者に使用の依頼をします。使用をした場合は、作物の補償を行い、8日以上借りる場合は使用料も支払います。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

4番千光士委員 主に放棄地が対象なのか。耕作している農地は登録できないのか。

危機管理(米田) 希望があれば登録はできます。作物が植えられている場合は、前年度の税の申告等を基に補償を行うこともできます。

14番竹内委員 登録地の決定の判断はどこがするのか。

危機管理(米田) 農業委員会に合議をもらい、危機管理課が市として決定しております。

14番竹内委員 市が避難場所として適当なところを決めて、登録を依頼しているのではなく、本人からの申出があって市が判断しているのか。

危機管理(米田) 基本的にはそうですが、頼める場所は、知り合いを通じて、登録していただくこともあります。

4番千光士委員 借地料は発生するのか。

危機管理(米田) 固定資産税の税額分を月割りで支払います。また、作物等を作っている場合は、補償も行います。

2番野町委員 現地の写真を見たら、草がだいぶ生えていますが、そのままだと周辺の農地に迷惑をかけると思いますが管理はどのようにしますか。また、登録される立地等も含めた選定条件を教えてください。

危機管理(米田) 管理につきましては、地元の自主防と今後協議していきます。道等の選定条件ですが、大規模災害の場合、避難場所が多く必要なので、多少条件の悪いところでも選り好みせずに登録していきたいと考えております。

1 4 番竹内委員 農地法上、問題がないか。

事務局(長野) 登録を行うだけなので、問題ないです。

議長 他に質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

(危機管理課 米田退出)

続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書3ページになります。

報告第2号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は2件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内甲、赤野甲の7筆で、面積は全部で4,154㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北乙の10筆で、面積は全部で4,790㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり西浜の39筆で、面積は全部で5,654㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は10ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり

川北乙の1筆で、地目は畑で、面積は172㎡です。

売買による所有権移転の申請で野菜を作付する予定をしております。  
所在地につきましては、11ページに地図がございます。

内原野団地の南側で、特別養護老人ホームつつじの丘の東側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては6月15日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

11番西岡委員 6月15日に岡田君と樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

12番樋口委員 6月15日に岡田君と西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第3号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の4条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は12ページをご覧ください。

まず、申請番号1番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は125㎡となっています。転用の目的ですが、駐車場の整備となっています。

場所は議案書の13ページに地図を掲載しています。場所は赤野の特別養護老人ホームの東にある土地です。現地の写真もお配りします

ので、ご確認ください。なお、現地確認は6月12日に野町重理委員、大野實委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたると判断しています。理由は、特定土地改良事業等の施行地であるためです。第1種農地は原則転用が不許可になっていますが、非農用地設定がされており、その用途どおり転用するため、例外的に許可が可能であると判断しております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。墓地の管理及び農作業のための駐車場が必要となり、両方に近い当該農地を選定したものであります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、駐車場整備用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は雑種地及び墓地であります。西側は墓地及び農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。南側及び北側は雑種地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地です。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に、申請番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は208㎡となっています。転用の目的ですが、農機具保管場所及び駐車場の整備となっています。

場所は議案書の14ページに地図を掲載しています。伊尾木のローソン伊尾木西店の北東にある土地です。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。なお、現地確認は6月16日に内川昭二委員、

黒岩榮之委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。（約75%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。農機具の保管場所が狭く移転の必要があり、県外に在住する子ども達が帰省した際の駐車場としても使用するものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、農機具保管場所及び駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地であり、西側は申請者所有の農地であります。南側は雑種地、北側は宅地であります。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。なお、伊尾木土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は野町重理委員、お願いします。申請番号2番は私がします。

2番野町委員 6月12日に岡田さんと大野実委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1番内川委員 6月16日に長野君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長                    それでは、審議をお願いします。  
                            (発言等なし)

議長                    別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

                            (挙手全員)

議長                    はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

                            続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田）      議案第5号の5条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

                            議案書は15ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

                            譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は畑、面積は18㎡で、転用目的は墓地の建設です。

                            場所については16ページに地図を掲載しています。場所は赤野の大元神社の南東にある農地となっております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。現地確認につきましては6月12日に野町亜理委員、大野實委員にいただきました。

                            次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

                            1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

                            続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

                            検討事項①の理由についてですが、高速自動車道南国安芸道路の用地買収により墓地の移転が必要になったというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

                            資力や信用につきましては、用地買収資料を確認し、問題はないと判断いたしました。

                            遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

                            計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地の移設用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

                            周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は市道であります。西側、南側は農地ですが隣地同意書が提出されています。北側は市道であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。こ



れらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地目は田、面積は297㎡で、転用目的は太陽光パネルの設置です。

場所は17ページに地図を掲載しています。場所は赤野の常願寺の北にある農地となっております。現地確認については6月12日に野町重理委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南向きの土地で、南側及び東側は既設の太陽光発電パネルがあることなどから転用事業である太陽光発電パネルの設置場所として適していると考え選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳、支払済金の領収書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は隣地同意書が提出された農地であり、令和2年3月5日には転用申請がなされています。西側は農地であります。南側は雑種地（太陽光発電パネル設置用地）、北側は譲渡人所有の農地であります。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水

を生じる設備の設置はありません。なお、赤野土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地目は田、面積は191㎡で、転用目的は太陽光パネルの設置です。

場所は17ページに地図を掲載しています。先ほど説明しました申請番号2番の南東にある農地となっております。現地確認については6月12日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南向きの土地で、西側は既設の太陽光発電パネルがあることなどから転用事業である太陽光発電パネルの設置場所として適していると考え選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳、支払済金の領収書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネルの設置用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地ですが、雨水が流入しないようにブロックを設置し、また、日影の影響がでないように太陽光発電パネルを離して設置するなど被害を防除する措置を実施します。また、西側は太陽光発電パネル設置

用地、南側は隣地同意書が提出された農地、北側は譲渡人所有の農地であります。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる設備の設置はありません。なお、赤野土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、野町重理委員、お願いします。

2 番野町委員 6 月 1 2 日に岡田さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第 6 号、農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第 6 号、農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について説明いたします。議案書は 1 8 ページです。今回は 1 件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の 1 筆です。地目は田で、面積は 1,315㎡となっております。

当初は令和元年 5 月 2 0 日から令和 3 年 5 月 1 9 日まで 2 年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農家が耕作とのことで双方合意による解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 6 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は 19 ページになります。

まず、申請番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 631㎡です。ナスを作付しており、3 年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で 4,500 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページの左に地図がございます。赤野叶岡集落の北の方にある芸西村との境に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 674㎡です。ナスを作付する予定をしており、5 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり 2 等米 6 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページの右に地図がございます。赤野東赤野集落の赤野川を挟んだ対岸に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 3 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,510㎡です。ナスを作付しており、5 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 2 等米 7 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21 ページの左に地図がございます。伊尾木宮田岡北集落の東にある山の上に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 4 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,500㎡です。ナスを作付する予定をしており、10 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり 2 等米 6 俵代の条件で更新及び新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２１ページの右に地図がございます。伊尾木岡ノ西集落の東にある岡地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号５番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地１筆で、地目は田で、面積は１,３１５㎡です。オクラを作付する予定をしており、５年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０ａ当たり２等米１俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２２ページの左に地図がございます。僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号６番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地２筆で、地目は田で、面積は全部で２,２６８㎡です。ナスを作付する予定をしており、２年間の賃貸借契約をし、賃借料は１６４,０００円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２２ページの右に地図がございます。土居の市役所新庁舎移転予定地の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長

別になければ、採決いたします。議案第７号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第７号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案８号、農地の転用事実に関する照会についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田）議案第 8 号、農地の転用事実に関する照会について説明いたします。

議案書は 23 ページをご覧ください。

本案件は法務局が登記地目を認定するために令和 2 年 5 月 26 日受付（日記第 44 号）により転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。なお、令和 2 年 6 月 15 日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に現地確認していただきました。現地につきましては西内動物病院の東の方の山の上にある土地です。写真を見ていただいたら分かりますが、以前は植林をされた状態でしたが、今は更地の状態となっております。現地は農地でない状態です。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

1 1 番西岡委員 6 月 15 日に岡田君と樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 2 番樋口委員 6 月 15 日に岡田君と西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 他になければ採決をいたします。議案第 8 号、農地の転用事実に関する照会については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 8 号、農地の転用事実に関する照会については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）議案第 9 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と次の議案第 10 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会の適正な事務の実施において、毎年策定し、公表する義務のあるものです。

議案第 9 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。議案書は 25 ページからになります。

ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて令和 2 年 3 月 31 日現在の耕地面積や農家数等を記載しております。

次のページに行きまして、ローマ数字Ⅱの、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっているところです。令和

元年度は集積面積の現状維持を目標としておりましたが、実績としては前年より16ha増加しており、達成率が102.97%となり目標は達成しております。これにつきましては、毎月利用権設定期間満了が近い方に対してのお知らせの送付を行い、農林課と連携して様々な機会で利用権設定の周知をしたことが成果につながったと考えております。

次に、議案書27ページ、ローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているところです。令和元年度は新規参入の目標は農林課と協議の結果、5経営体としていましたが、実績としては12経営体で、達成率が240%となっています。これにつきましては、市や農協のサポートハウス整備や担い手支援協議会を中心とした新規就農者の確保・支援活動の成果だと考えております。今後も担い手支援協議会を中心として就農支援・フォローアップが必要だと考えておりますので、農業委員会としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、28ページのローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する評価です。年々増加の一途をたどる遊休農地ですが、それに対して対策を取っていかねばなりません。現状としては管内の農地面積985haの内、遊休農地面積が28haありまして、割合では2.84%となっています。解消に向けては、農地の利用状況調査や意向調査をしています。評価についてですが、令和元年度の解消目標は2haとしていましたところ、実績は2.4haであったため、達成状況は120%でした。3番のところには活動内容の詳細を記載しております。4番の目標及び活動に対する評価につきましては、目標を達成したため、今後も継続して解消に努めていきます。

次に、29ページ、ローマ数字Ⅴ、違反転用への適正な対応です。安芸市においては、違反転用の実績は0となっております。これについては、3番の活動計画・実績及び評価にありますように、8月から9月まで実施した農地利用状況調査等により、違反転用を早期に発見するということで活動しております。また、市の広報の8月号に転用の必要性についての記事を1回掲載しております。

次に、30ページ、ローマ数字Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1は農地法第3条の許可実績で昨年度の処理件数は40件、2は農地法第4条・5条の転用実績で、昨年度の処理件数は40件でした。

次に、31ページ、3は農地所有適格法人についてですが、毎年報告義務がありますので、その報告状況についてです。

安芸市では農地所有適格法人が4つあり、全て期間内に報告をして

いただいております。

4は情報の提供状況等について記載しています。賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、596件となっております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数は223件となっております。また、農地台帳の整備につきましては、整備対象農地面積は1,384haとなっております。

次に、32ページのローマ数字Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございせん。

ローマ数字Ⅷ、事務の実施状況の公表等です。議事録や今回のこの活動の点検・評価の公表については、市のホームページで公表しております。今回ご承認いただきましたら、また市のホームページで公表いたします。以上です。

議長                    それでは、審議をお願いします。

2番野町委員        この様式については、全国一律で定められているのですか。「人・農地プラン」への取り組みが全国的に推進されているが、それについて記載するようになってはいないのですか。

事務局（長野）    様式は一律で定められております。「人・農地プラン」については、今のところ記載するように求められておりません。

（他に発言等なし）

議長                    他になれば採決をいたします。議案第9号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長                    はい、全員賛成です。よって、議案第9号、2番野町委員年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）    議案第10号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。議案書は33ページからになります。

まず、ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて令和2年3月31日現在の農家数や耕地面積等を記載しております。

続きまして、次のページのローマ数字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。農業従事者の減少等による遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっていることには変わりはないところです。集積率では市の基本構想の目標であります49%はすでに達成しておりまして、現在57.33%となっておりますが、遊休農地等の問題もあることから、令和2年度は集積面積については現状維持を目標としております。活動計画としま



しては、これまでどおり毎月、利用権設定期間満了が近い方に対してお知らせを送付するほか、農林課と連携して様々な機会を利用権設定の周知をしていきたいと考えております。

続きまして、下のローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているという課題には変わりはありません。令和2年度は新規参入については5経営体を目標として取り組もうと農林課とも協議をしております。担い手支援協議会とも連携して、新規就農者の確保・支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、35ページ、ローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する措置です。今年度の遊休農地の解消面積の目標は、2haとしております。前年度と同じ利用状況調査及び利用意向調査を実施し、解消に繋げていく計画にしております。

このため、次のローマ数字Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましても、農地利用状況調査等により、違反転用がないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらにつきましても、ご承認いただきましたら、市のホームページで公表いたします。

以上でございます。

議長                      それでは、審議をお願いします。

4番千光士委員    今回の計画については結構なことだか、担い手に集積をできない農地についての対策はどうするのか。農地の振興対策と利用計画を同時に取り組まないといけないと思うのだが、どうするのか。このままでは、安芸市の農業が無くなってしまう。

事務局（長野）    指摘された内容につきましては、市農林課と一緒に考えていかないといけないことであります。そのためにも、昨年から実質化が求められている「人・農地プラン」を活用し、地域ごとに話し合いを進めていくことが大事であると考えます。その中で、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、積極的にリーダーシップを取っていただきたい。そのための情報提供は行います。

4番千光士委員    そのためには、委員会で農業振興対策について、協議をしないといけないのではないかと。集積できない農地が廃ってしまう。

事務局長            先ほど、次長からも話があったように昨年から、「人農地プラン」の実質化について取り組んでおり、赤野、穴内、土居・僧津地区で会を行っております。現在、コロナ禍の影響で残りの地区での取り組みが遅れている状態ですが、同じように会を開いて議論を行っていきます。赤野、穴内地区でも条件の良いところは集積されるが、悪いところは区画整理等をしないと廃っていくので整備して欲しいという意見が出ておりました。農地中間管理機構を活用した事業を市農林課とし

て令和５年くらいに実施したいと考えております。残り７地区でも「人農地プラン」の協議を行い、その結果を集約し、出てきた課題を基に皆様にご協力をいただき、農地をどう活用していくか協議を行いたい。

（他に発言等なし）

議長

他になければ採決をいたします。議案第１０号、令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第１０号、令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画については原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

（農業委員等交代時に実施していた意見交換会についてはコロナ禍の影響により協議の結果中止することに決定した。）

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 農業委員さんにつきましては、今月の市議会で同意を得ることができましたが、来月１９日をもって、任期満了する農業委員さんが２人いらっしゃいますので、一言ご挨拶をお願いします。

（退任する２委員の挨拶）

ありがとうございました。後、来月の臨時会で決定しますが、農地最適化推進委員の内、土居地区の担当委員が交代し、安芸地区は農業委員と交代します。

来月の総会の日程につきましては、７月２０日の月曜日の午後１時３０分より新農業委員で臨時会を開催します。市長が出席し、辞令をお渡ししますので、遅れないように出席をお願いします。また、定例会は７月２９日の水曜日の午後１時３０分より行いますので、全員、出席をお願いします。

定例会終了後、農業会議の方に来ていただいて、研修会を実施します。全員研修会を８月１９日に田野町で行います。今年は、コロナ禍の影響で、午前、午後で分けて開催する予定です。詳細が決定したらお知らせしますので出席をお願いします。

この後、農林課長より高収益作物次期作支援交付金について説明があります。

（資料を使い、農林課長が説明する）

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。